

農業経営の法人化と経営継承の推進について

令和3年4月

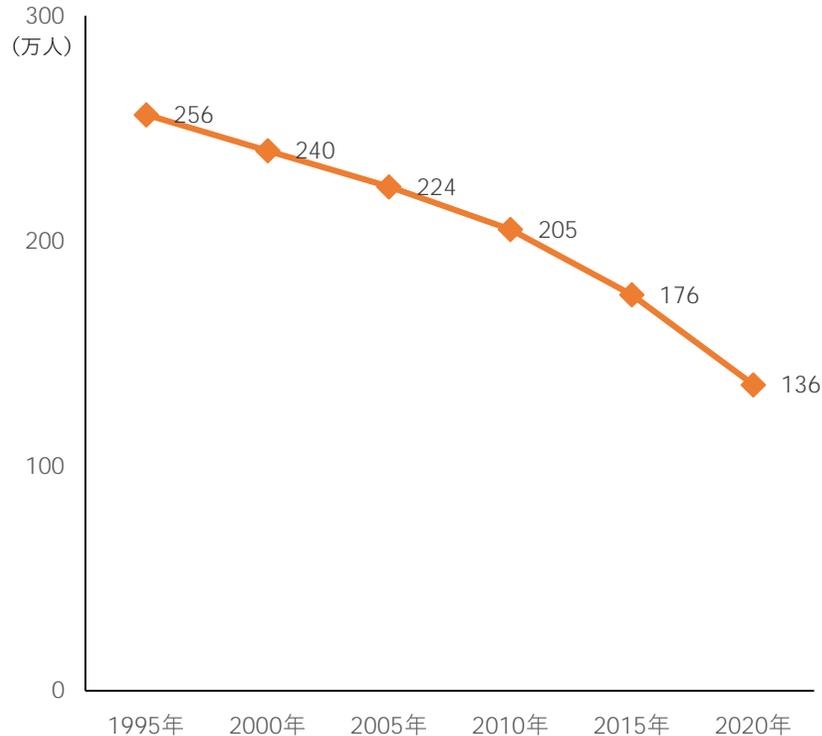
農林水産省

経営局

1 担い手の現状

- **基幹的農業従事者**は、25年前に比べ**およそ半減**し、2020年（令和2年）で136万人で、**高齢化**が進んでいる状況。
- 今後、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中で、我が国農業が成長産業として持続的な発展をするためには、経営意欲のある農業者を育成することが重要。

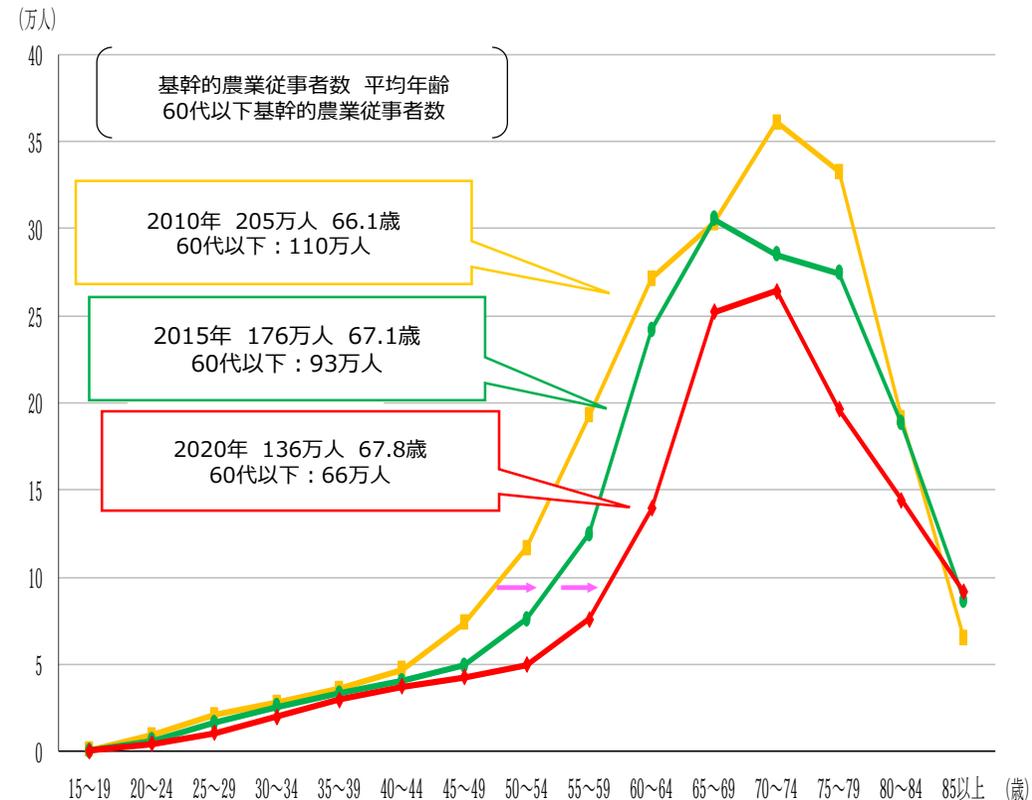
基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

基幹的農業従事者の年齢構成



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）、「農業構造動態調査」

2 - ① 農業経営の法人化及び経営継承（目的）

- 農業経営の**法人化**及び**経営継承**は、平成11年に制定された食料・農業・農村基本法において法律上位置づけられ、**経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるように**することを目的として推進。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

第二十二條 国は、専ら農業を営む者その他**経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要**であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその**円滑な継承に資する条件を整備**し、家族農業経営の活性化を図るとともに、**農業経営の法人化を推進**するために必要な施策を講ずるものとする。

2-② 農業経営の法人化及び経営継承（期待される効果）

- 令和2年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、農業経営の法人化を加速化することとしており、農業経営の法人化には、**農業経営の高度化**や**安定的な雇用の確保**、**円滑な経営継承**、**雇用による就農機会の拡大**など経営発展の効果が期待。

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日 閣議決定）

第3-2（1）①

イ 農業経営の法人化の加速化と経営基盤の強化

農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大など経営発展の効果が期待される。このため、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発、親世代から子世代への経営継承のタイミングを捉えた法人化などを進め、**農業経営の法人化を加速化**する。あわせて、地域の農地の集積・集約化、他産業での経験を有する者など多様な人材の確保、法人幹部や経営者となる人材の育成、経営統合・分社化等による広域での事業展開、輸出などに意欲的に取り組む法人への重点的な支援を実施するとともに、**法人経営の計画的な経営継承を促進**する。

法人経営の効果

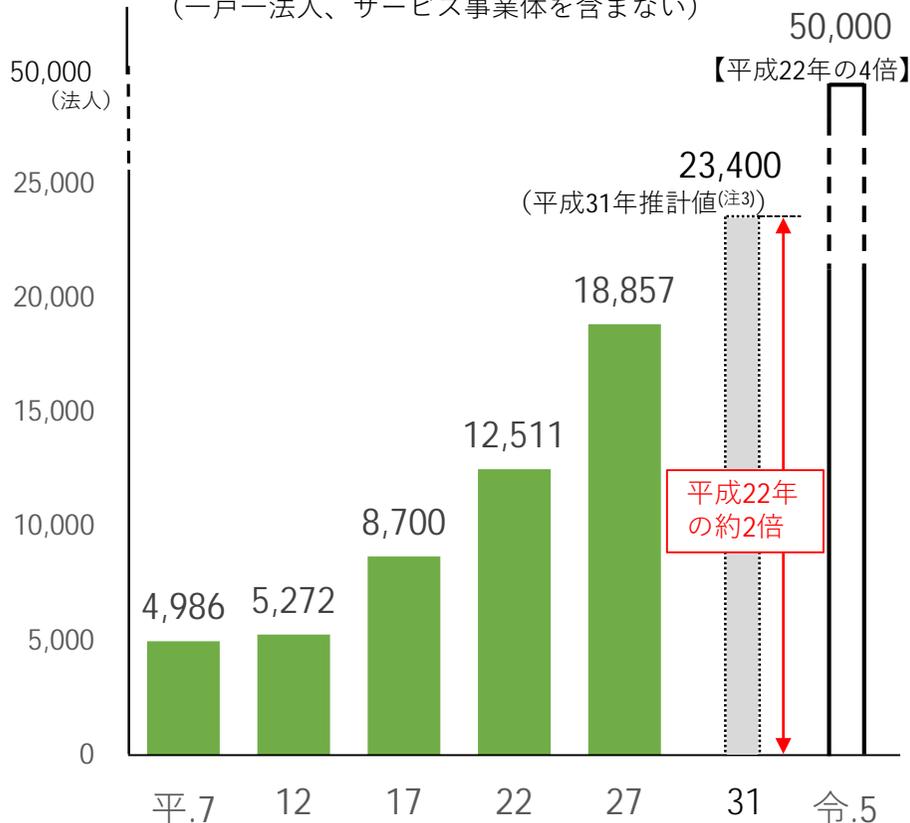
【経営管理の高度化】 家計と経営が明確に分離され、 経営管理が徹底	【安定的な雇用の確保】 社会保険制度の整備や信用力の向上により、 外部から人材を確保しやすい	【円滑な経営継承】 代表者が交代しても事業資産の帰属や対外的な 契約関係が継続、後継者を従業員から確保
【雇用による就農機会の拡大】 雇用形態で農業に 安心して参入	【対外信用力の向上】 各種法定義務（計数管理など）を伴うため、 金融機関や取引先に対する信用力が向上	【税制面でのメリット】 所得税（累進課税）ではなく法人税 （定率課税）や中小企業税制等が適用

3 法人経営体の現状

- 法人経営体数の**目標**として、**令和5年に5万法人**を設定。（日本再興戦略において平成22年比約4倍とする目標を設定。）
- 法人経営体数は、**平成27年には約18,857法人**まで増加。（平成31年の推計値は23,400法人まで増加。）
- いわゆる**一戸一法人**について、これまで家族経営体として整理してきたが、今後は、農業経営の法人化の観点から、**他の法人と区別せず、法人経営体(団体経営体)として取り扱っていく**考え。

農業の法人経営体数の推移

(一戸一法人、サービス事業体を含まない)



注1：法人経営体は法人形態の組織経営体のうち販売目的のもので、株式会社、有限会社のほか、農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。

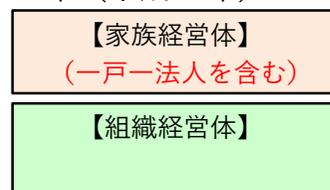
注2：推計値の出典は農林水産省「農業構造動態調査」

出典：農林水産省「農業センサス」

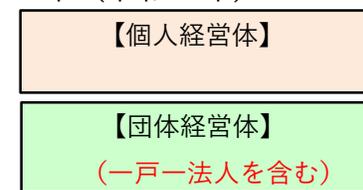
一戸一法人：家族のみで経営を行っている法人

農林業センサスにおける一戸一法人の取扱

2015年（平成27年）センサス



2020年（令和2年）センサス※



※令和2年11月に公表された法人経営体数（平成27年：2万7千、令和2年：3万1千）は、一戸一法人及びサービス事業体を含んだもの

法人の家族経営体（一戸一法人）数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
法人数	7,914法人	5,241法人	4,529法人	4,301法人

農業所得の青色申告者数の推移

単位：万人

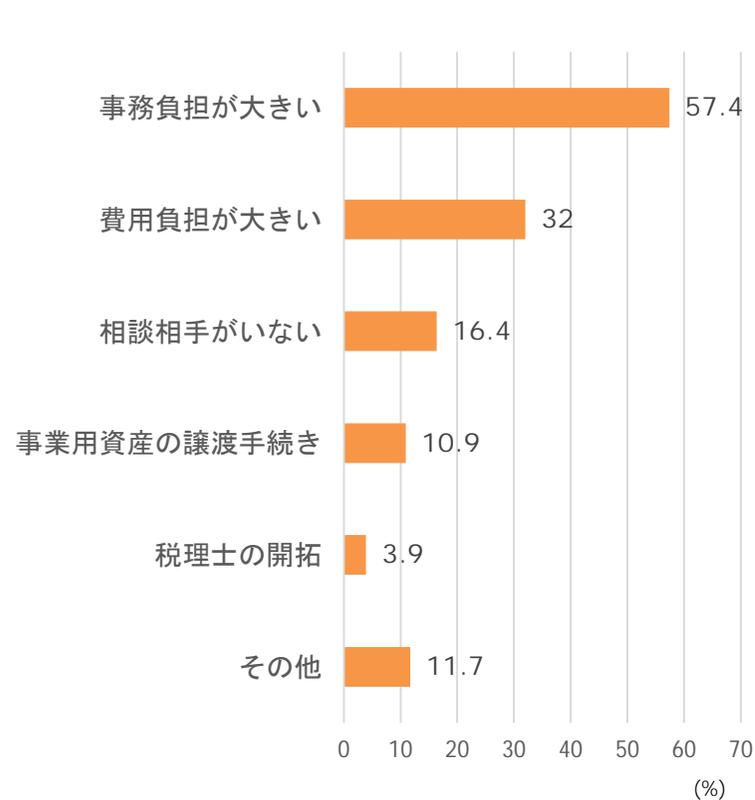
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1(H31)年度
青色申告者数	44.0	44.5	44.9	46.0	46.4
個人	42.1	42.4	42.7	43.7	44.1
法人	1.9	2.1	2.2	2.3	2.3

資料：「国税庁事務年報（個人・農業所得用）」、「国税庁会社標本調査」、農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」

4 - ① 農業経営の法人化及び経営継承（課題）

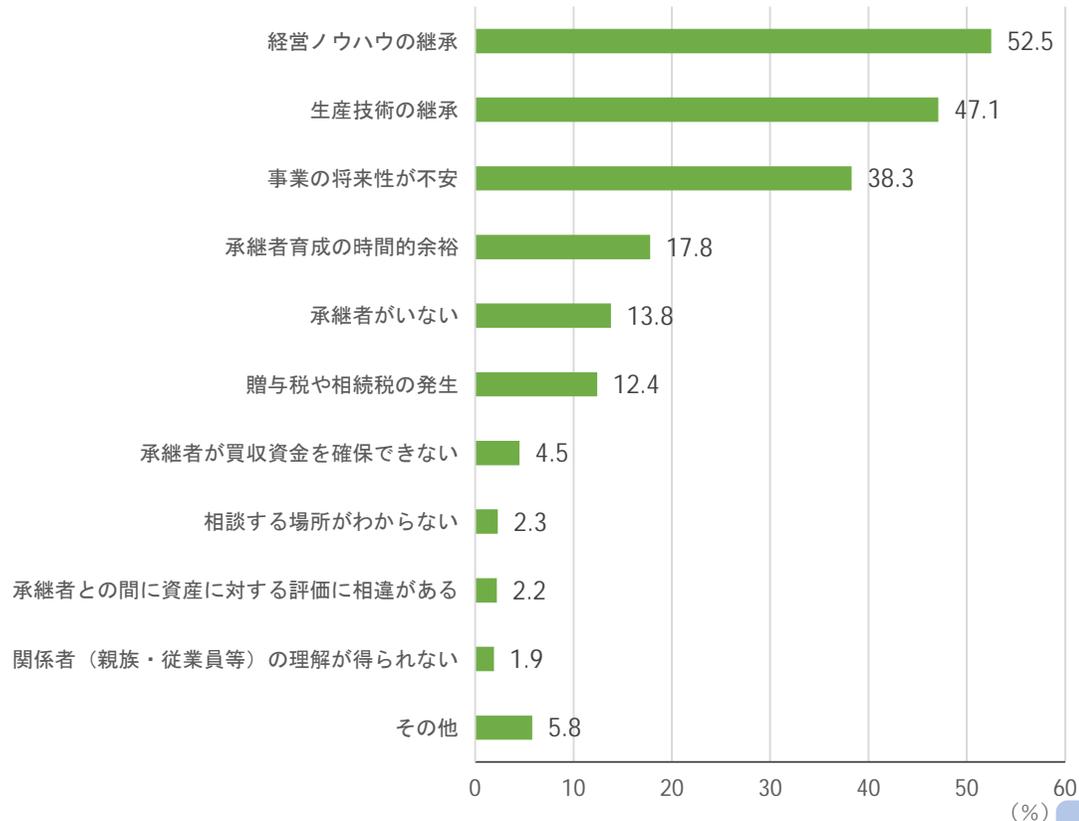
- **農業経営の法人化**に当たっては、①家計と経営の分離、②定款や就業規則の作成、③事業計画の作成、④社会保険への加入等を行っていく必要があり、こうした**専門的な知識を要する事務の負担が農業者にとって高いハードル**。
- また、**経営継承**についても、経営ノウハウや生産技術の継承などに加え、経営資産の評価や税制などの**専門的な知識が必要**。

法人化時に苦労した点（複数回答）



資料：（公社）農業法人協会「農業経営法人化ガイドブック」

担い手農業者における継承する際の課題（複数回答）

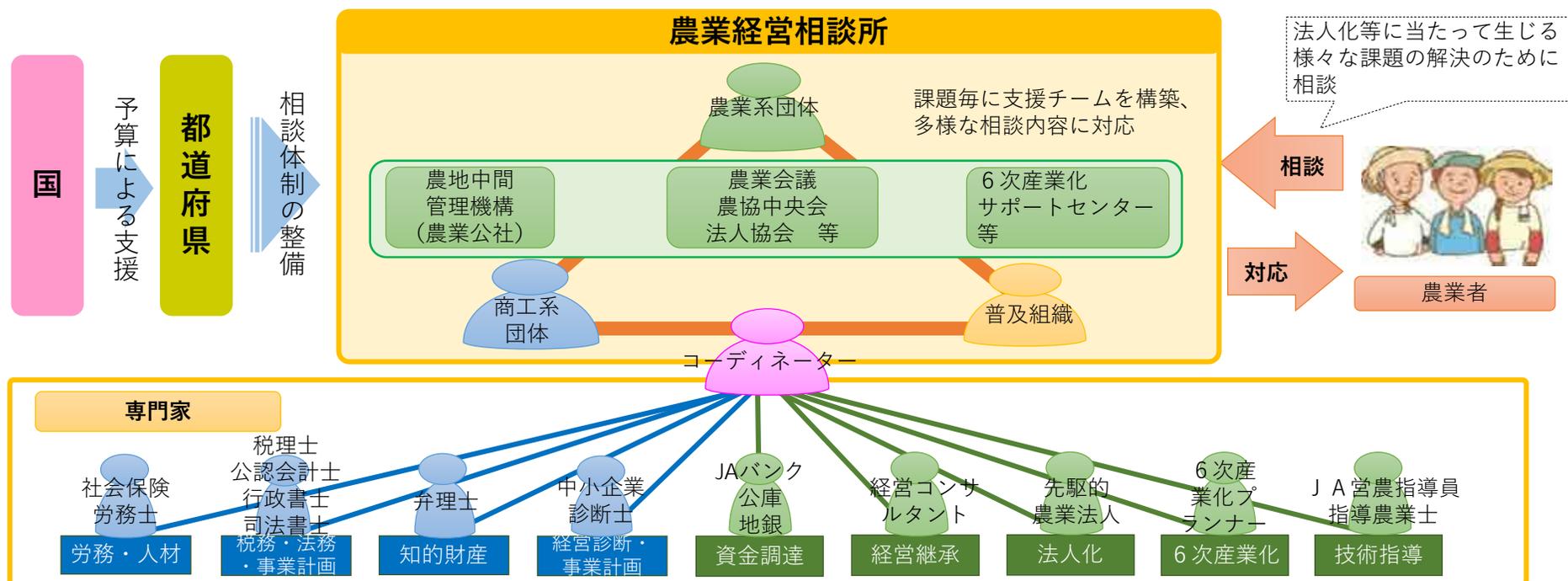


資料：日本政策金融公庫 農業景況調査：事業承継（平成30年7月調査）

4 - ② 農業経営の法人化及び経営継承（具体的な取組）

- **都道府県段階**において、農業系団体、商工系団体等の関係機関から構成される**農業経営相談所**を設置し、農業者からの相談に対応。
- 相談所では、一元的な相談窓口を設置し、農業者の相談内容に応じて、登録された労務、税務、法律、経営などの専門家により、法人化等について**専門的な支援**を実施。

農業経営の法人化及び経営継承を進めるための現在の支援体制



農業経営相談所の取組状況

	H30年度	R1 (H31)年度
専門家登録者数	2,133名	2,249名
支援者数	3,262名	3,398名

出典：農林水産省経営局経営政策課調べ

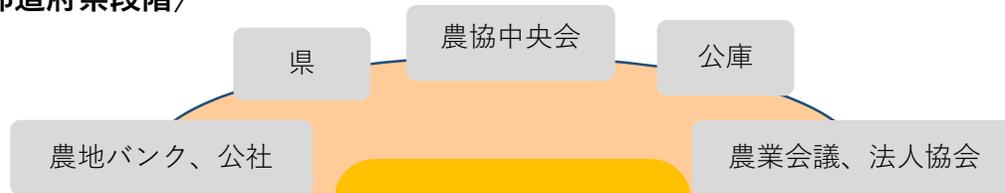
5 農業経営の法人化及び円滑な経営継承の更なる推進

- 法人化や経営継承については、農業経営相談所において、農業者から相談を受け、アドバイス活動を行うことが基本となっているが、こうした取組だけでは法人経営体の大幅な増加は困難。
- 今後は、**都道府県の責任**の下、相談所を構成する関係機関の**役割分担を明確**にした上で、**法人化等の掘り起こしチーム**を作り、**①認定農業者**（約23万人）、**②青色申告農業者**（約46万人）、**③雇用者のいる農家**（約4万人）（①～③に重複して該当する者あり）を**ターゲットとしたプッシュ型支援**を実施。

～農業経営相談所の活動強化のイメージ～

明確化したターゲットに対するプッシュ型支援を実施

〈都道府県段階〉



〈市町村段階〉



ターゲット農家



ターゲット農家



ターゲット農家

法人経営体に対する優遇措置

資金の借入れ	農地及び施設・機械の取得等のための長期低利資金（スーパーL資金：借入限度額が3億円→10億円に拡大等）により、経営の成長・発展を促進
資本の強化	アグリビジネス投資育成株式会社等からの資本調達
人材の確保	雇用就農者への研修を支援（農の雇用事業）し、人材を確保
集落営農等の法人化	必要経費の一部を支援することで、集落営農等の法人化を促進

経営継承に関する主な支援策

継承後の発展支援	地域の農地利用等を担う農業者の後継者が、経営継承後の経営発展に向けた取組に必要な経費を国と市町村が一体となって支援
税制の特例	法人版・個人版事業承継税制により、株式、事業用資産（農地以外の土地、建物、償却資産）を後継者への承継に係る贈与税・相続税の納税猶予

(参考) 第三者継承の事例

個人農業者から農業法人への継承

穂垂ル里山農場株式会社 (茨城県)

- ・先代経営者 (父) から後継者 (子) への経営継承時 (子: 42歳) に法人を設立 (水稻)
- ・後継者は法人化が念頭にあったが不安があり躊躇。農業経営相談所が専門家チーム (中小企業診断士、社会保険労務士、普及指導員) により、法人化に向けた事業計画策定、組織体制、運営方法、労務環境の整備等を支援
- ・地域の農業者の高齢化により、経営面積は後継者の就農時から大幅に拡大 (17ha→32ha)
- ・更なる農地の引受けをにらんだデータの見える化・共有化やGAP等の認証取得にも意欲



農業経営相談所の専門家チームによる説明



法人代表者から親族外の従業員への継承

農事組合法人ガイア砺波 (富山県)

- ・地区内の営農組織が法人化した大規模土地利用型法人 (水稻、麦、大豆等140ha)
- ・現経営者 (N氏) は、近隣市で園芸店に勤務していたが、同法人の求人広告に応じ従業員として入社
- ・前代表は、経営継承を考えた際、法人の地区内の農家に後継者候補がなかったことから、意欲的で人柄が信頼できるN氏への継承を決意。段階的に責任を委譲してN氏を育成しつつ、計画的な負債の整理を進めた上でN氏に継承 (N氏: 41歳)
- ・N氏は、後継者として高収益作物であるいちごを導入し、担当の従業員も雇用して観光農園も開始。今後は、販路拡大や加工部門の導入を目指す

